

改正

平成18年12月22日条例第61号

平成26年3月28日条例第6号

令和元年9月30日条例第18号

令和元年12月26日条例第26号

令和3年3月31日条例第16号

五島市水道事業給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第8条—第15条）

第3章 給水（第16条—第25条）

第4章 料金及び手数料（第26条—第36条）

第5章 管理（第37条—第40条）

第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）

第7章 補則（第43条）

第8章 罰則（第44条—第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、五島市水道事業の設置等に関する条例（平成16年五島市条例第264号）に規定する水道事業及び簡易水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）給水装置 需要者に水を供給するために市が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(2) 定例日 水道使用料金（以下「料金」という。）の算定の基準日として、あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めた日をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1か所で専用するもの
- (2) 船舶給水栓 船舶の使用に供するもの
- (3) 消火栓 公・私設消防用に使用するもの
- (4) 臨時給水栓 工事等のため臨時に使用するもの

（給水装置の所有者の代理人）

第4条 給水装置の所有者が市内に居住しなくなったとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。

（総代理人の選定）

第5条 給水装置の使用者又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水管を共有するとき。
- (2) その他管理者が必要と認めたとき。

2 管理者は、前項の総代理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（同居人等の行為に対する責任）

第6条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

（給水装置の管理）

第7条 給水装置の使用者又は所有者は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染され、又は漏水することのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求がなくても、その必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、給水装置の使用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者の認定によってこれを徴収しないことができる。

4 給水装置の破損から生ずる損害については、市は、その責めを負わない。ただし、公衆用道路

内の損害は、この限りでない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の新設等の費用負担)

第9条 給水装置の新設等の費用は、当該給水装置の新設等の申込者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

(工事の施工)

第10条 法第3条第11項に規定する給水装置工事（以下「給水装置工事」という。）は、市又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置の新設等の工事を施工する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により市及び指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(材料の検査)

第12条 工事に使用する材料は、あらかじめ管理者の定める検査を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第13条 市が施工する給水装置工事の費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出について必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第14条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事の費用の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事完成後に精算する。

(給水装置の変更)

第15条 配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても、市が施工することができる。

2 前項の規定による工事に要した費用は、原因者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度予告する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水の申込み)

第17条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込

み、その承認を受けなければならない。

(計量給水)

第18条 給水量は、メーターにより計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの設置及び保管)

第19条 メーターは、市が設置し、給水装置の所有者又は使用者に保管させる。ただし、管理者の承認を得て給水装置所有者も設置することができる。

2 前項の規定による保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 第1項の規定による保管者が前項の規定による管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第20条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消火栓を消火演習に使用するとき。

(4) 臨時に使用するとき。

(5) 給水装置のある家屋を解体しようとするとき。

第21条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 前の使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。

(2) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(3) 給水装置の所有者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(4) 消火栓を消火に使用したとき。

(5) 給水装置のある家屋を滅失したとき。

(私設消火栓の設置及び使用)

第22条 私設消火栓の設置については、管理者の承認を受けなければならない。

2 私設消火栓は、消火又は消火演習の場合のほか、使用してはならない。

3 私設消火栓を消火演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(私設船舶給水栓の設置)

第23条 私設船舶給水栓の設置については、管理者の許可を受けなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置の機能又は水質について使用者又は所有者から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該請求をした者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

(給水の販売等の制限)

第25条 浄水は、濫用し、販売し、又は分与してはならない。ただし、管理者の許可を受けた者又は船舶給水栓の使用者の販売は、この限りでない。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第26条 料金は、給水装置の使用者又は総代人から徴収する。

2 総代人から徴収する料金については、各使用者が連帯して納付する義務を負うものとする。

(料金)

第27条 料金及びその金額の端数の処理については、別表第1に定めるところによる。

(料金の算定)

第28条 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、定例日の属する月分及びその前月分の使用水量の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月平均とみなす。

3 管理者は、災害その他やむを得ない事情により前2項に規定するメーターの点検を行うことが著しく困難であると認めるときは、メーターの点検を行わず、月平均又は前月の使用水量により料金を認定することができる。ただし、その事情が解消したときは、前2項の規定によりメーターを点検した日の直後の定例日（前項の場合にあっては、隔月の定例日）に点検を行い、既に認定した使用水量を超えるものをもってその月分の料金とする。

4 管理者は、前項ただし書の規定による点検を行って算定した水量が過去の使用水量に比して著しく増加することとなるときは、事後の月の料金にわたって調整することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又はその用途を認定する。

- (1) メーターの異状その他の理由により使用水量が不明のとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 用途その他使用水量を算定する基準の届出が事実と相違するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、別表第1のとおりとする。

- 2 前の使用者の給水装置を管理者に無届で使用した場合は、前の使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の料金の前納)

第31条 管理者は、臨時給水その他必要があると認めるときは、給水装置の使用申込みの際、管理者が定める料金を前納させることができる。

- 2 前項の料金は、使用中止の届出があったときに精算する。ただし、使用中止の届出がない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めるときに精算する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納額通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(納期限)

第33条 料金は、当月分を翌月末日までに納めなければならない。

- 2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、納期限を変更することができる。

- 3 給水を廃止し、若しくは中止したとき、又は臨時に給水したときの料金は、その都度納めなければならない。

(手数料)

第34条 手数料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の手数料は、申込みの際徴収し、特別の理由がない限り返還しない。

(メーターの検査に対する異議申立て)

第35条 使用者が使用水量に異議があるときは、管理者に対してメーターの再検査を請求することができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなけれ

ばならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(料金の支払請求権の放棄)

第36条の2 管理者は、料金の支払請求権のうち消滅時効に係る時効期間が満了したものについて、当該時効期間が満了した日から起算して3年経過したとき、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該支払請求権を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡し、料金債務を相続する者がいないとき。
- (2) 債務者の所在が不明であるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条その他の法令の規定により、債務者が当該債務について責任を免れたとき。
- (4) 料金債権の金額が少額で、回収に要する経費に満たないとき。
- (5) その他管理者が相当と認めるとき。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第37条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、給水装置の使用者に適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、給水装置の使用者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第39条 管理者は、水道の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第7条第3項の修繕費、第9条の費用、第27条に規定する料金又は第34条に規定する手数料

料を指定する期限内に納付しないとき。

(2) 正当な理由がなくて、第28条に規定するメーターの点検又は第37条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を發しても、なおこれを改めないとき。

(給水管の切断)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。

(1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この条及び次条において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8章 罰則

第44条 この条例に違反し、みだりに配水管より給水する行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条の承認を受けないで、給水装置の新設等をした者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第2項の規定によるメーターの設置、第28条に規定するメーターの点検、第37条第1項の規定による検査又は第39条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第7条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第27条に規定する料金又は第34条に規定する手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第46条 詐欺その他不正の行為により第27条に規定する料金又は第34条に規定する手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、福江市水道事業給水条例（昭和34年福江市条例第39号）又は富江町水道事業給水条例（昭和44年富江町条例第24号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までにした水道の使用に係る料金及び手数料については、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年12月22日条例第61号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の五島市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成19年6月以後の分として徴収する水道使用料金について適用し、同年5月以前の分として徴収し、又は徴収すべきであった水道使用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月28日条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和元年 9 月30日条例第18号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月26日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（五島市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第 4 条の規定による廃止前の五島市簡易水道事業給水条例の規定によりなされた手続その他の行為は、第 3 条の規定による改正後の五島市水道事業給水条例（以下「新水道事業給水条例」という。）の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 新水道事業給水条例別表第 1 の規定は、施行日以後の調定に係る水道使用料金の徴収について適用し、施行日前の調定に係る水道使用料金の徴収については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月31日条例第16号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第27条、第30条関係）

1 口径別給水使用料

口径区分	基本料金（1月につき）		超過料金（1 m ³ につき）	
	基本水量	料金	使用水量	料金
13mm及び20mm	5 m ³ 以下	750円	6 m ³ 以上	160円
			10m ³ 以下	
			11m ³ 以上	170円
			20m ³ 以下	
			21m ³ 以上	180円
			50m ³ 以下	
51m ³ 以上	190円			

25mm及び30mm	20m ³ 以下	3,600円	21m ³ 以上	190円
			50m ³ 以下	
			51m ³ 以上	200円
40mm以上	50m ³ 以下	10,000円	51m ³ 以上	210円

2 船舶給水使用料 使用水量 1 m³につき300円

3 臨時給水使用料 使用水量 1 m³につき300円

4 メーター使用料（1月につき）

口径区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm以上
料金	100円	150円	250円	300円	400円	750円	950円

備考

1 料金は、この表に定める口径別給水使用料、船舶給水使用料又は臨時給水使用料にそれぞれメーター使用料を合算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た金額とする。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 特別な場合における料金の算定

(1) 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの口径別給水使用料は、次により算定する。

ア 使用水量が基本水量の2分の1に満たないときは、基本料金の2分の1とする。

イ 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月とみなして算定する。

(2) 月の中途において、口径区分又は用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

別表第2（第34条関係）

1 設計審査及び工事検査手数料（1件につき）

分岐口径	新設又は全面改造工事	その他の工事
13mm及び20mm	6,000円	3,000円
25mm及び30mm	8,000円	4,000円
40mm以上	10,000円	5,000円
給水管分岐工事		4,000円

備考 この表の規定にかかわらず、工事費が1万円以下の場合は、500円とする。

- 2 指定給水装置工事事業者の新規指定手数料 1件につき1万円
- 3 指定給水装置工事事業者の更新指定手数料 1件につき5,000円
- 4 各種証明手数料 1件につき300円